沿道地区計画

届出の手引き



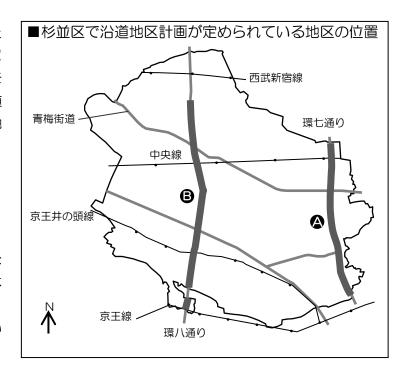
■沿道地区計画の届出とは

沿道地区計画の区域内で建築物を建てたり、土地の区画形質の変更をする場合などは、工事の着手の30日以上前に区へ届出をしていただきます。もし、届出の内容が沿道地区計画に適合しない場合は、区長が沿道地区計画に適合するように勧告を行います。

届出が必要な行為については、P2~P3 をご覧ください。

また、建築物等に関する制限事項のうち、 一部の項目については、建築基準法に基づく 条例を制定していますので、条例に適合しな い建築計画は、建築確認はされず、建築物は 建築できません。

杉並区内で沿道地区計画が定められている地区は、下表のとおりです。



■沿道地区計画が定められている地区の一覧

	地区計画の名称	告示番号	問合せ先・届出先 03-3312-2111 (代表)		
A	杉並区環七沿道地区計画	昭和62年1月6日 杉並区告示第362号	+		
₿	杉並区環状八号線沿道地区計画	平成8年5月31日 杉並区告示第111号	市街地整備課地区計画係		

■届出の必要な行為

沿道地区計画の区域内で届出を必要とする行為は次のとおりです。

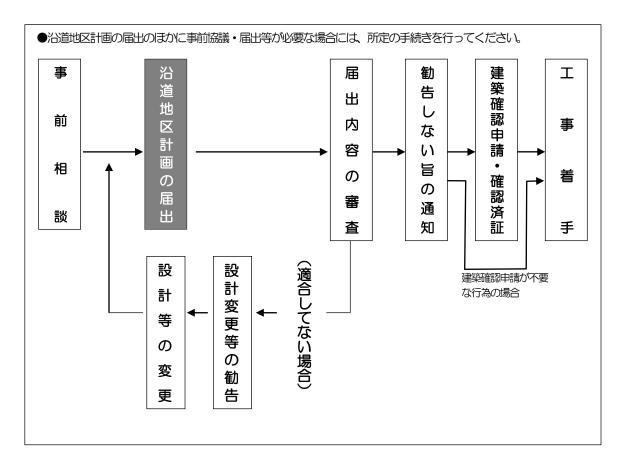
届出を必要とする行為 土地の区画形質の変更(道路・宅地の造成、切土・盛土など) 建築物の建築(新築、増築、改築など) 工作物の建設(塀、擁壁の築造など) 建築物・工作物の用途の変更 建築物・工作物の形態又は意匠の変更

*土地の区画形質の変更を行う場合、都市計画法第29条の許可を必要とする行為については、届出は不要です。

また、上記に記載する行為であっても、仮設建築物の建築等一定の行為については届出が不要な場合があります。

■届出の手続きの流れ

沿道地区計画の届出から行為の着手までのおおまかな手続きの流れは以下のとおりです。 工事の着手30日以上前に建築確認申請に先立ち、届出が必要になります。



■届出に必要な書類

沿道地区計画の届出をする際に必要な書類は次のとおりです。

- ①沿道地区計画の区域内における行為の届出書 届出用紙は、区・市街地整備課に用意してあります。
- ②添付書類

行為の種別により、①の届出書に下表の図面を各1部添付してください。

行為の種別	図面の種類	縮尺	備考		
	● 案内図				
土地の区画形質の変更	● 区域図	1/1,000以上			
	● 設計図	1/100以上			
	● 案内図				
	● 配置図 1/100以上				
 建築物の建築 工作物の建設	● 断面図(2面以上)	1/50以上 ★			
工作物の建設 建築物・工作物の用途の変更	● 立面図(2面以上)	1/50以上 ★	★印の図面は 1/100でも可		
	● 各階平面図	1/50以上 ★	※かなばかり図は 防音上の制限のあ		
	● かなばかり図 ※	適宜	る建物のみ必要です。		
	● 案内図				
建築物・工作物の 形態又は意匠の変更	●配置図	1/50以上 ★			
	● 立面図(2面以上)	1/50以上 ★			

- 上記の図書のほかに、必要に応じて参考となる図書を提出していただくことがあります。
- かき又はさくを新設する場合は、新設する位置を表示した図面(配置図等と併用可)を提出 してください。
- 建築物の高さの最低限度が定められている区域で建築物の建築をする場合は、建築物の高さ を記入した立面図又は断面図を提出してください。
- 図面には設計者の記名をしてください。
- 図面は、A4 に折り、①の届出書にホチキス等でとめてください。

■届出書の書き方

届出書の記入は、以下を参考にしてください。

別記様式第1 (第10条関係)

沿道地区計画の区域内における行為の届出書

00年00月00日

杉並区長

住所 杉並区 Δ Δ Ο 丁目 Ο Ο 番 Ο Ο 号

届出者

氏名 杉並 太郎

幹線道路の沿道の整備に関する法律第10条第1項の規定により、

土地の区画形質の変更 建築物等の新築、改築又は増築 建築物等の用途の変更 建築物等の形態又は意匠の変更 採 竹 \mathcal{O} 伐

について、下記のとおり届け出ます。

記

浩

1 行 為 の 場 所

杉並区

△△○丁目 **○○**番 **○○**号[(地番) **○○**丁目 **○○**番 **○○**]

2 行為の着手予定日 3 行為の完了予定日

00年 00月 00日OO年 OO月 OO日

4 設計又は施行方法

鉄骨

3 階建て

4 設計又は施行方法 鉄育					垣	ა	育建 (
(1) 土地の区画形質の変更							区均	成の面積			m²
(2)	(イ)	行 為	の種	別 (建築物	〉 工作物)(新築	改築・増築)			
建築	(口)						届	出 部 分	届出以外の部分	合	計
築物等	設	(i)	敷	地	面	積					300.50 m²
等の	取	(ii)	建	築	面	積		149.52 m²	m²		149.52 m²
	計	<i>(</i>)	フェナ	~~		1#		423.63 m²	m²		423.63 m²
新築、	一百	(iii)	延	^	面	積	(m²)	$($ $m^2)$	(m²)
改 築 又	の	(iv) 建築物の沿道整備道路に 面する部分の長さ				路に		16.20 m	m		16.20m
	概	(v) 敷地の沿道整備道路に 一般である部分の長さ				に					18.00m
は 増 築	1990	(vi)	地盤面	から		$10.50\mathrm{m}$	(vii)	緑化施設の面	ī積		m^2
栄	栗 要	高 沿道整備道 さ 路の路面の			(viii)	用 途	共同住宅				
		さ 路の路面の中心から		10.00 m	(ix)	垣又はさくの	コンクリートブレ 株造 H=1000 の上フ				
(3) 建築物等の (イ) 変更部分の延べ面積 用途の変更 (ロ) 変更前の用途				延べ面	積					m²	
				(八)	変更後の用途	È					
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更					変更の内容						
(5) 木竹の伐採					伐採	彩面積			m²		

備考

- 1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2. 沿道地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。 3. 幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条の5に規定する内容を定めた沿道地区整備計画の区域内にお ける建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
- (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(ii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する 部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
- (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(ii)延べ面積の合計 欄(同欄中の())は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)について も記載すること
- 4. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは一の届出書によることができる。 5. 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。

●連絡先

住 所 名 氏 電話番号

※必ずご記入ください。

問い合わせ先: 杉並区都市整備部市街地整備課 区役所西棟3階 〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 電話 03-3312-2111(代)